

議案第70号

あきる野市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年11月29日

提出者 あきる野市長 澤井敏和

提案理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第300号）が公布され、また、介護予防・日常生活支援総合事業を平成29年4月1日から実施することに伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市介護保険条例の一部を改正する条例

あきる野市介護保険条例（平成12年あきる野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第7条中「市長が定める日まで」を「平成29年3月31日まで」に、「当該市長が定める日の翌日」を「同年4月1日」に改める。

附則に次の1条を加える。

（平成29年度における保険料率の特例）

第8条 平成29年度における保険料率に限り、第3条第1項第6号から第13号までの規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のあきる野市介護保険条例の規定は、平成29年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。